

無料相談

生活相談窓口を設置します

平成27年4月から奥出雲町福祉事務所に『生活に困っている方』を対象とした生活相談窓口を設置します。この窓口は「家賃を払えない」「仕事が見つからない」「家族のことで悩んでいる」「将来が不安」「社会に出るのが怖い」など様々な相談に対して、相談員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。

お困りのことがありましたら、まずはご相談ください。

【お問い合わせ先】役場福祉事務所

有線：31-5373／電話：54-2541



国保コーナー

こんなときには14日以内に届出を

入学・卒業・就職の季節です。次のような場合には、忘れずに健康福祉課（仁多庁舎）か税務課（横田庁舎）の窓口へ届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、離職票または資格喪失証明書
	健康保険等の被扶養者からはずれたとき	印鑑、扶養除外証明書
	他の市町村から転入してきたとき	印鑑
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人(3ヵ月以上在留の場合)が加入するとき	在留カード
国保を脱退するとき (※1)	職場の健康保険等に参加したとき	印鑑、国保と健保の両方の保険証
	健康保険等の被扶養者になったとき	
	他の市町村に転出するとき	印鑑、国保の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人が脱退するとき	国保の保険証、在留カード
その他の届出	町内で住所が変わったとき	印鑑、国保の保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯合併・世帯分離したとき	
	国保の保険証を紛失したり、使えなくなったとき	印鑑、身分を証明するもの

(※1) 健康保険等への加入によって既に国保資格を無くした方が国保の保険証を使って受診された場合、さかのぼって保険者負担額を全額請求させていただくことがありますので、特にご注意下さい。

【お問い合わせ先】役場 健康福祉課 医療介護保険グループ

有線：31-5122 電話：54-2511

島根県独自の課税制度を平成27年度以降も継続します

【水と緑の森づくり税】

荒廃森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、平成17年度から「水と緑の森づくり税」を導入し、10年間で7,000haを超える不要木の伐採と延べ約11.5万人の県民参加の森づくり等を実施してきましたが、引き続き5年間実施します。

●納める人（これまでと同じです。）

- 個人：県内に住所がある人（一定の所得金額以下の人は非課税です。）
- 法人：県内に事務所等を有する法人

●納める額（これまでと同じです。）

- 個人：年500円
- 法人：均等割額の5%相当額（1,000円～40,000円）

●納付方法（これまでと同じです。）

- 現行の県民税均等割額に加算して、県民税の一部として納付します。



みーもくん



みーなちゃん

《個人の場合》

個人事業者

給与所得者

特別徴収

雇用主

納入

市町村

払込

《法人の場合》

事業主

申告納付

県

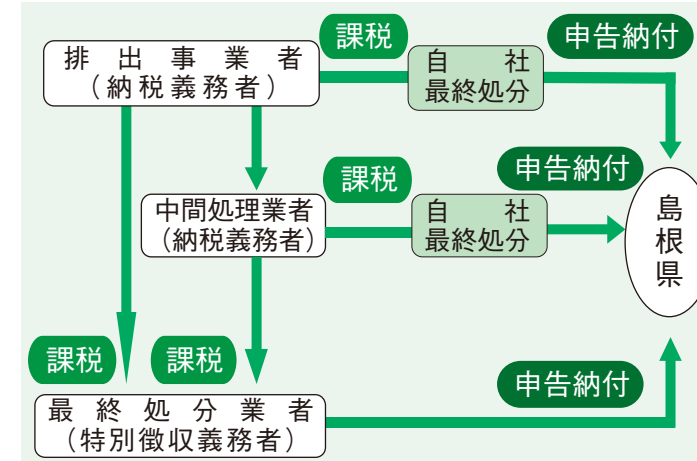
●税収の使いみち（アンダーライン部分を拡充します。）

- 再生の森事業…荒廃した森林での不要木伐採、竹林伐採など
- みーもの森づくり事業…県民のアイデアと参加による森づくり(竹林対策の継続的な活動を支援)など
- 森づくり推進事業…水と緑の森づくり会議の開催、「みーも通信」の作成配布など

【産業廃棄物減量税】

産業廃棄物の減量や適正処理を推進するため、平成17年度から「産業廃棄物減量税」を導入し、10年間税収を活用した事業を実施してきましたが、引き続き5年間実施します。

●税金の仕組み



●納める額

最終処分場に搬入された産業廃棄物の搬入量
重量1トンあたり1,000円を乗じた額

●税収の使いみち

- 産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の技術開発のための研究費への支援
- 分別や減容化、製造加工等のための施設設備の整備費への支援
- リサイクル製品の販路開拓の支援
- 監視カメラや啓発看板設置等の不法投棄防止対策
- 最終処分場の水質調査等、適正処理の推進
- 3Rの普及と環境教育の推進

などに活用します。

この税金に関する情報はインターネットでも提供しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/oshirase/> 島根県総務部税務課 (TEL 0852-22-5892)